

## 第二タンロン工業団地への進出・入居に対する支援・協力に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）、Thang Long Industrial Park II Corporation（以下「乙」という。）及び住友商事株式会社（以下「丙」という。）は、ベトナム社会主義共和国フンイエン省第二タンロン工業団地内の貸工場（以下「貸工場」という。）における、大阪府内企業等（大阪府内に本社又は製造拠点を有する法人。以下「府内企業等」という。）の事業展開を促進するため、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 甲、乙及び丙は、貸工場における、甲の紹介に伴う府内企業等の貸工場入居及び入居後の事業展開をともに支援し、必要な相互協力を行う。

### （連携協力内容）

第2条 甲、乙及び丙は前条の目的を達するために、次に掲げる事項について連携・協力を行うものとする。

- （1） 甲が日本国内外で開催する海外への投資促進に関するセミナーに関すること
- （2） 甲が実施する府内企業等の貸工場への視察に関すること
- （3） 貸工場の建設計画及び入居状況についての情報共有に関すること
- （4） 貸工場への入居を希望する府内企業等の情報共有に関すること
- （5） その他、甲、乙及び丙が支援、協力することにおいて有益であると認められること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲、乙及び丙は必要に応じて協議を行うものとする。

### （支援措置）

第3条 乙は、甲からの紹介により貸工場に入居する府内企業等に対し、次の各号に定める支援措置を行うものとする。なお、乙が実施する支援措置は、ベトナム社会主義共和国フンイエン省において開発、運営する第二タンロン工業団地内の貸工場に関するものとする。

- （1） 乙は、貸工場に入居する府内企業等に対し、入居した日の翌日から起算して1年間の管理費を免除する。
- （2） 乙は、貸工場に入居する府内企業等に対し、ベトナム国内における会社設立手続一式を代行し、その手数料US\$5,000-を免除する（但し実費分を除く）。  
ただし、会社手続一式は、投資登録証明書取得手続き、企業登記証明書取得手続き、会社印作成及び登録手続きとする。

2 前項の支援措置に関し、乙に生じる損害又は損失について、甲は責任を負わず、いかなる補償も行わないものとする。

(入居条件)

第4条 乙は、府内企業等の貸工場への入居に際し、当該府内企業等の事業内容、信用状態等に関する審査を行う。

2 乙は、貸工場が集合型貸工場であることを踏まえ、騒音・振動等により、他の入居企業に影響を及ぼすおそれのある府内企業等については、入居を断ることができるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲、乙及び丙は、法令（条例を含む。）の定めによる場合を除くほか、本協定の履行に関して得た秘密をみだりに第三者に漏洩してはならない。

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は本協定成立の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに当事者のいずれかから相手方に対する書面により更新を行わない旨の意思表示がない限り、本協定は更に1年間自動的に延長されるものとし、以降も同様とする。

2 前項に関わらず本協定の解除について当事者全てが書面で合意した場合は、有効期間に関わらず、本協定は当該合意に定める時期に終了する。

(疑義の協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定書の条項に疑義があるときは、甲、乙及び丙は誠実に協議し、誠意をもってこれを処理するものとする。

2 甲、乙及び丙は、甲が、乙及び丙が関わる工業団地以外の企業等と本協定に類する提携をすることを妨げるものではない。

本協定成立の証として本書正本3通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年4月2日

甲 大阪府大阪市住之江区南港北1丁目14番16号  
大阪府商工労働部長 西田 淳一

乙 Thang Long Industrial Park II, Lieu Xa Commune,  
Yen My District, Hung Yen Province, Vietnam  
Thang Long Industrial Park II Corporation  
Chairman 白石 章人

丙 東京都中央区晴海1丁目8番11号  
晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーY棟  
住友商事株式会社  
執行役員 物流インフラ事業本部長 福田 康